

いつの間にか最低賃金を下回っていませんか？

～月給制、日給制の場合も最低賃金と比較しましょう～

令和5年10月1日から長野県最低賃金が時間額 **948円**に改定されます

時給制の場合はもちろん、月給制、日給制の場合についても一時間当たりの賃金額が最低賃金額を下回っていないかご確認ください。

特に月給制の場合は最低賃金額を上回っているか一見分かりにくいいため注意が必要です。

月給制の場合の最低賃金との比較方法

一年間の所定労働時間を計算する。

これを一年の月の数の12で割り、一か月の平均所定労働時間を計算する。

月の総支給額（ ）を一か月の平均所定労働時間で割ると一時間当たりの賃金額が出ますので、この金額を最低賃金額と比較してください。

() 最低賃金と比較する際には、総支給額の中に以下の賃金は含めずに計算してください。

- ・ 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ・ 一か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ・ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ・ 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ・ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ・ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

例 年間所定労働日数が255日、所定労働時間が一日8時間、総支給額が160,000円の場合

一年間の所定労働時間： $255 \times 8 = 2,040$ （時間）

一か月の平均所定労働時間： $2,040 \div 12 = 170$ （時間）

一時間当たりの賃金額： $160,000 \div 170 = 941.176... < 948$ （円）

この場合、一時間当たりの賃金額が948円を下回っています！

日給制の場合は、日給額を一日の所定労働時間で割り、比較してください。

この場合も（ ）で示した賃金は計算に含めません。

「最低賃金特設サイト」もご活用ください

全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

右のQRコードからご活用ください。



QRコード

